

シマノ参和会 会則

第 一 章 総 則

第 一 条 本会はシマノ参和会と称す。

第 二 条 本会の本部を(株)シマノ本社内に置く。

第 三 条 本会は会員相互の親睦を高めることを目的とする。

第 四 条 本会は次の会務を行う。

(ア)会員名簿の作成

会員名簿は別途定める「会員名簿の配布及び取扱規定」に基づき
処理をする。

(イ)ホームページの編集・更新

(ウ)倶楽部の設置とその運営

(エ)その他本会が必要と認める事項。

第 二 章 会 員

第 五 条 (株)シマノを退職もしくは、定年後に再雇用された者で下記に該当する
者が入会を希望し、原則として役員会の承認を得た者を会員とする。

(ア)(株)シマノに10年以上勤務した男性、および3年以上勤務した女性で円
満退職者。

(イ)60才定年後に、再雇用された者は本会員、準会員を選択できるものと
する。準会員は会費納入不要で、当会の催し（旅行、ウォーキング、ゴ
ルフコンペ等）には参加できるものとする。ただし、催し毎の臨時会費
は必要とする。

(ウ)準会員補足

イ) 臨時会費は本会員と同額とし催しへの参加に関して、
再雇用者は業務に差し支えないように考慮して参加すること。

ロ) 準会員は、再雇用期間が終了次第、本会員か退会を事務局へ連絡する
事。

(エ) 入会日は、入会届書を提出した日を原則とする。

第 六 条 会員がやむなく会が催す行事に参加できなくなった場合は 届出により退会することができる。なお、一旦退会しても復会は妨げない。

第 七 条 本会の会員は年会費 6 千円を、毎年 1 月に、郵便局のシマノ参和会口座に振込み納入するものとする。

(ア) 各期の途中月に入会した場合は、入会月以降月 500 円の会費を納入するものとする。

(イ) 本会が催す行事の参加者から臨時会費を徴収する場合は、役員会の決議を要す。

第 八 条 会員で本会の体面を毀損し、又は秩序を乱すと認められた者は役員会の決議により、これを除名することが出来る。

第 三 章 役員および役員会

第 九 条 役員編成は下記の通りとする。

(ア) 本会に次の役員を置く。

相 談 役	1 名
会 長	1 名
副 会 長	2 名
会 計	2 名

金融機関との取引の主体は会計 高松 政利とする。

監 事	1 名
-----	-----

各担当役員	※原則として 1 担当につき 2 名とする。
-------	------------------------

第 十 条 役員選出と運営に関しては下記の通りとする。

(ア) 役員は総会で立候補又は推薦者を募り総会で承認を得る。但し、総会での候補者・推薦者がいない場合は、役員会で候補者を選出し総会の承認を得る。

(イ) 会長は本会を代表し、本会の会務を統括する。

(ウ) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその会務を代行する。

(エ) 会長、副会長ともに事故ある時は予め定めた順位の役員がこれを代行する。

第 十 一 条 役員会は会長がこれを招集し、その議長となり、会長・副会長

・監事・各担当役員をもって構成する。役員会は必要事項を審議決定し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第 十二 条 監事は、本会の会務報告書・会計収支計算書を監査し、且つこれを総会に報告することを要す。また監事は、役員会に出席し、議決権を有するものとする。

第 十三 条 役員の任期は2年とする。但し、重任を妨げない。
役員に欠員が出来、その補欠として選任せられた者の任期は、前任者の残存期間とする。

第 十四 条 本会の実務は(株)シマノ総務課にて行う。

第 四 章 総 会

第 十五 条 通常総会は毎年1回これを招集し、臨時総会は必要ある場合に随時これを招集する。

第 十六 条 総会は会長がこれを招集し、その議長となる。

第 十七 条 総会は事前に会議の目的・期日及び場所を示した書面を以ってこれを招集する。

第 十八 条 総会の議事は出席会員の過半数を以てこれを決定する。

第 十九 条 会員は書面をもって、総会に於ける議決権の行使を他の出席会員に委任することができる。

第 五 章 資 産 および 会 計

第 二十 条 会の資産は会員の会費・寄付金その他の収入からなる。

第 二十一条 本会の会務報告書・会計収支計算書は、監事の監査を経たる後、これを総会に報告し、その承認を受けなければならない。

第 二十二条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に

終わるものとする。1月から6月までを前期とし、7月から12月を後期とする。

第 六 章 会 則 の 改 定

第 二十三 条 本会則の改正を行うには、役員会の決議を経て、総会の承認を経なければならない。

第 七 章 解 散

第 二十四 条 本会を解散する場合には、総会に於ける出席会員の3分の2以上の決議をもってこれをなすものとする。

付 則

第 二十五 条

本会は昭和52（1977）年8月4日より発足する。

- (1) 平成7（1995）年6月4日改正施行する。ただし、第五条および第六条は平成6（1994）年3月にさかのぼり改正施行する。
- (2) 平成9（1997）年2月21日改正施行する。
- (3) 平成14（2002）年1月25日改正施行する。
- (4) 平成19（2007）年5月28日改正施行する。
- (5) 平成20（2008）年1月25日改正施行する。
- (6) 平成21（2009）年1月29日改正施行する。
- (7) 平成23（2011）年1月27日改正施行する。
- (8) 平成24（2012）年1月27日改正施行する。
- (9) 平成28（2016）年1月22日改正施行する。
- (10) 令和2（2020）年1月22日改正施行する。
- (11) 令和7（2025）年1月22日改正施行する。
- (12) 令和8（2026）年1月22日第5条(ア)を変更